

水産業制度資金融資方針及び運用

第1 基本方針

- (1) 融資機関は、制度資金の趣旨、内容等を十分理解した上で、制度の目的が達成されるよう努めること。
- (2) 融資機関は、制度資金の適正な活用のため、融資相談体制の充実、審査能力の向上及び事務処理体制の改善に努めること。
- (3) 融資機関は、制度資金の融資に当たっては、個々の漁業者の実態を十分に把握した上で、資金需要の内容及び償還能力を見極め、経営改善計画の審査及び指導に努めること。
- (4) 漁業の場合、経営状況及び漁業者の経営姿勢から、事業を継続しているが債務超過状況にある場合が多く、新たな貸付けが困難なケースが発生している。このため、融資機関は、厳しい金融情勢に対応することができるように、漁業者の経営能力の向上を図ることを重視した指導に努めること。
- (5) 融資機関は、融資後においては事業実施状況の把握及び資金使途の確認並びに経営指導の充実により資金管理の徹底を図り、融資効果の確保、目的外使用の防止及び債権の保全等万全を期するよう努めること。

特に、漁業経営の安定を図ることを目的として融資される資金については、認定審査の適正化、融資後の事業実施状況の把握及び着実な経営再建の指導等に努めること。

第2 具体的運用について

1 総括的事項

- (1) 漁協系統購買事業又は地場産業で対応し得るものについては、これを利用するよう漁業者等を指導するものとする。
- (2) 融資機関は、漁業信用基金協会の保証制度を積極的に活用するものとし、原則として、制度資金融資残高が300万円を超える者については、漁業信用基金協会の保証を付するものとする。
- (3) 水揚げ代金の全部又は一部を管理している漁協は、漁業者が計画的な漁業経営を図ることができるよう、水揚げ天引き貯金に努めるものとする。
- (4) 水産業制度資金を借り入れる者及び利子又は保証料補給の承認を受ける者は、県税の滞納がない者に限り、これを認める。
- (5) 県は、漁業秩序の確立及び維持のため、漁業に関する法令若しくは処分に違反し、又は行政庁の指示に従わない者については、利子補給承認（日本政策金融公庫資金の計画承認等を含む。）の対象としない場合がある。また、既に利子補給承認を受けている者については、利子補給の停

止若しくは打切り、又は資金を繰上償還させる場合もある。

- (6) 漁船の建造等（改造、取得及び機器等の設置を含む。）については、推進機関の馬力数の基準に適合するものに限り対象とする。
- (7) 魚類養殖業に対する融資は、別に定める養殖業の方針に適合するもの及び魚類養殖計画に基づくものに限り対象とする。
- (8) 制度資金の適正かつ効果的な運用を図るため、県は対象事業に対する融資前及び融資後の検査指導を充実・強化する。

2 事務処理要領

- (1) 各資金ごとに定めている利子補給要綱及び事務処理要領等に特段の規定がない場合は、原則として、漁業近代化資金の取扱いに準じるものとする。
- (2) 見積書については、事業内容が十分に把握することができるものとし、下取額、値引額及び消費税額について明示するものとする。
- (3) 水揚げ計画における漁業収入は、過去の実績に比べ過度なものとならないようにすること。
- (4) 融資機関は、保証能力を見極めた上、連帯保証人を選定すること。
- (5) 融資機関は、借受者の口座に自己資金が入金されていることを確認の上、貸し付けること。
- (6) 融資対象物件が、建築確認及び完了検査を要する建築物にあつては、申請書類及び事業完了届に、次の書類を添付すること。

申 請 時 …… 建築物の確認済証の写し

事業完了時 …… 完成写真及び建築物の完成検査済証の写し

3 資金別事項

(1) 漁業近代化資金

- ① 事業計画の策定に当たっては、これまでの経営状況等を勘案し、過度な設備投資にならないようにすること。
- ② 申込書には、施設の規模、能力、構造等が記載された設計図、カタログ等を添付すること。
許可漁業については許可証の写しを添付すること。
- ③ 中古船等の購入については、次により取り扱うこと。
 - ア 中 古 船 … 造船所等が安全性及び耐久性を証明する場合は貸付けの対象とする。その際、造船所等が安全性及び耐久性を証明する耐用証明書には、購入する中古船の利用可能な年数を記載すること。
 - イ 中古機関 … 製造後7年以内に償還を完了すること。
 - ウ 中古機器 … 融資の対象としない。

④ 事業完了届には、次のものを添付すること。

ア 漁船の建造及び購入 … 漁船登録票の写し又は漁船原簿謄本の写し

イ 機関及び機器の設置 … 事業確認のできる写真

ウ 漁具、機具及び施設 … 事業確認のできる写真

⑤ 約定償還期日を、6月10日及び12月10日の2回とすること。

⑥ 魚類養殖業において、漁業近代化資金の借入申請を予定している者は、漁業経営実態が把握することができるよう営漁簿等を記帳すること。

(2) 漁業経営維持安定資金

融資機関は、融資後の再建状況を把握するとともに、漁業経営再建計画の認定後に状況調査表を作成し（作成基準日は、毎年11月30日）、12月31日までに報告すること。

(3) 沿岸漁業等経営育成資金

① 経営安定資金における海面養殖業については、漁業近代化資金の借入対象とならないもののみ対象とする。

② 経営維持資金については、漁業近代化資金の借入対象とならないもののみ対象とする。ただし、中古漁船購入資金については、進水後10年以上経過したものを対象とし、中古機関購入資金については、製造後2年以上経過したものを対象とする。

4 検査項目

(1) 事業が承認内容のとおり実施されているか。

(2) 貸付金が別段貯金を経由し、施工業者等の口座へ振込み又は振替で支払われているか。

(3) 申請及び貸付実行並びに変更申請、期限延期申請、事業完了報告、繰上償還報告等が適切な時期に行われているか。

(4) 県への提出書類、請求書、領収書等の貸付けに係る書類が保管されているか。

(5) 延滞状況

(附則)

この方針及び運用は、平成30年3月28日から施行する。

(附則)

この方針及び運用は、令和元年12月24日から施行する。